

久喜市議会
令和4年2月定例会
議員提出議案

議 案 目 録

議員提出第 1 号	議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例の一部を改正する条例	1
議員提出第 2 号	久喜市議会定例会条例	2
議員提出第 3 号	久喜市議会会議規則の一部を改正する規則	3
議員提出第 4 号	市長の専決事項の指定について	4

議員提出第1号

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年1月25日

提出者 久喜市議会議員
上 條 哲 弘
宮 崎 利 造
岡 崎 克 巳
杉 野 修
猪 股 和 雄

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「最初に招集される議会の定例会」を「最初に開かれる定例会の会議」に改め、同条ただし書中「当該定例会の初日」を「当該会議の初日」に、「当該定例会の次に招集される議会の定例会」を「当該会議の次に開かれる定例会の会議」に改める。

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

提案理由

地方自治法第102条の規定による定例会の実施方法を変更することに伴い、所要の規定の整備を行うため、この案を提出するものであります。

議員提出第2号

久喜市議会定例会条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年1月25日

提出者 久喜市議会議員
岡崎克巳
宮崎利造
上條哲弘
杉野修
猪股和雄

久喜市議会議長 春山千明 様

久喜市議会定例会条例

久喜市議会定例会条例（平成22年久喜市条例第7号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づく久喜市議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議員の任期満了、議会の解散又は議員が全てなくなったことにより、一般選挙が行われる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

提案理由

地方自治法第102条の規定による定例会の実施方法を変更するため、この案を提出するものであります。

議員提出第3号

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年1月25日

提出者 久喜市議会議員
杉野修
宮崎利造
上條哲弘
岡崎克巳
猪股和雄

久喜市議会議長 春山千明様

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

久喜市議会会議規則（平成22年久喜市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条及び第65条中「会期中」を「会議期間中」に改める。

附則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

提案理由

地方自治法第102条の規定による定例会の実施方法を変更することに伴い、所要の規定の整備を行うため、この案を提出するものであります。

議員提出第4号

市長の専決事項の指定について

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年1月25日

提出者 久喜市議会議員

猪 股 和 雄

宮 崎 利 造

上 條 哲 弘

岡 崎 克 巳

杉 野 修

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

市長の専決事項の指定について

市長の専決事項の指定について（平成22年久喜市議決）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決事項を次のとおり指定する。

- 1 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当初契約金額をその100分の3以内において増額し、又は減額すること（その変更額又は変更額の累計額が300万円を超える場合を除く。）。
- 2 法令により市の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の額を定めること。
- 3 市が当事者である金銭債権の目的の価額が1件300万円以下の徴収に係る訴えの提起、和解（裁判上の和解に限る。）及び調停に関すること。
- 4 1件50万円以下の事件について和解（裁判上の和解を除く。）をすること。
- 5 災害、感染症、突発的な事故等により必要となる事業、維持補修、工事等で緊急を要するものに係る歳入歳出予算を補正すること。
- 6 会計年度末における地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法令の改正等に伴い条例の改正を行うこと。
- 7 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算を補正すること。

- 8 法令の改正又は廃止に伴い、条例中に当該法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する場合において、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに、当該条例の改正を行うこと。
- 9 市が加入して組織する一部事務組合又は広域連合について他の地方公共団体の名称変更に伴う当該一部事務組合又は広域連合の規約の変更に関する関係地方公共団体の協議に関すること。
- 10 応訴事件に係る控訴若しくは附帯控訴又は上告に関すること。
- 11 会計年度末において、緊急を要するものに係る歳入歳出予算を補正すること。

提案理由

地方自治法第102条の規定による定例会の実施方法を変更することに伴い、円滑な市政を執行するため、この案を提出するものであります。